

京都民医連共済会
2014年度 臨時総会

議案書

日時 2014年11月27日(木) 18:30~20:30
会場 京都民医連事務局 3階会議室



《案件》

第1号議案 非常勤職員の共済会加入について

第2号議案 定款・規程の改定について

第1号議案

非常勤職員の共済会加入について

1. 前総会後の議論等について

6月の通常総会（以下前総会）は、非常勤職員の共済会加入を議案としましたが、引き続き、広く意見を求め討議をお願いするため、提案・討議の扱いとし、決定は臨時総会とすることにしました。総会は、提案に対し、活発な討議となりました。理事会は、総会意見を踏まえ、8月に全共済会員に向け、提案趣旨の理解と討議促進のため「非常勤職員の共済会加入についてQ & A」（以下Q & A）を作成してきました。また、理事会は、必要な組織整備への議論を重ね、臨時総会議案として提案します。当章では、総会后意見が上がってきた事項について触れておきます。

1) 共済加入対象について

Q & Aは、「加入・非加入の選択は可能ですか？」の項で、「対象者を全員とするのは、任意加入の保険とは異なり、互助を基本とする共済であること、また、福利厚生面から法人が採用する、職員を対象とする制度として位置づけているから」と触れています。

そもそも共済とは、母体となる組織が存在し、その組織に働く仲間等でお互いに生活を支え合おうとする助け合いの精神によって成り立っています。同じ職場で一緒に仕事する仲間が集まり、協力して共通の願いをかなえるために組織を作り、活動・事業を行っています。私たちは、京都民医連を母体とし、それを構成する法人の福利厚生制度としても機能させており、保険と異なり「任意」ではありません。「希望者のみ」は、共済の性格より相容れないものなのです。尚、前総会で報告した協定の不備事項は、再協定化し、定款に定める「勤務する常勤役職員およびそれに準ずる職員で…給与を受け、かつ社会保険の被保険者の資格を有するものをいう。」に整備していただきました。

2) 非常勤職員への説明について

前総会后、現会員での議論を徹底するためQ & Aを作成してきました。ただし、前項で触れた共済会の性格から、対象となる非常勤者の「意向」を確認するものでは無いとしてきました。

本総会案内以降は、別紙による非常勤職員への説明を徹底することとします。総会后は、新たなリーフレットも作成し、丁寧に説明し、全対象者にご理解・ご協力をいただくよう理事会も先頭となる所存です。

3) 2013年度決算により試算結果

試算結果は別紙を参照ください。特徴は収入が対前年 87 万円増（100.5%）、支出は 163 万増（100.5%）で事業利益は 76 万減（91.7%）と前年度と大きな決算差はありませんでした。必要な給付の変更率は 85.80%（2012 年度試算 85.86%）となり、前総会での改定案で試算すると 89%（2012 年度試算 90%）の給付改定となります。共済会運営上、何らかの不測の事態に備える剰余金は 560 万（2012 年度試算 619 万）で、収入比 4.9%の水準は最低限且つ妥当なものです。尚、試算は慶弔、医療費については、増加する非常勤者の年齢等より出現率を算出し、傾斜して試算しており、共済会で把握できる範囲でリスクを担保しています。

以上により、2013 年度試算では、前総会提案内容を変更する点は新たに生じていません。

尚、現給付水準の変更をしなかった場合は年間 1,400 万の赤字、更に非常勤者の休業給付を行えば現行掛金を 107%に引き上げる必要があり、全体では 2,840 万の掛け金増額が必要となります。

4) 組織整備に関して

会員増に伴う保険業法等に対応した組織整備が必要となります。但し、合理的な方法を追求し、外形3共済となることを前提に、定款変更、事業規程改正案を提案します。（第2号議案参照）

2. 非常勤職員の加入に伴う共済会掛金、給付について（提案）

1) 非常勤職員の共済加入に伴う基本的な事項

非常勤職員分の会員は増加しますが、共済会会計規模は制度上拡大しないことを基本とします。よって、現会員の掛金は引き下げます。また、給付事業の総額も同様に拡大しないこととし、給付

内容を見直します。これは、「身の丈にあった」実現・継続性のある制度改正とするため、基本的に職員の互助・連帯・助け合いに則った改正内容とします。

非常勤職員の共済会加入時期は、2015年4月からとします。

2) 共済加入対象の非常勤職員

共済加入対象の非常勤職員は、健康保険資格者の全員です。但し、外部招聘等による常勤・非常勤に拘わらず、「嘱託」としている職員は、採用時の経過等より除くこととします。

2014年10月に実施した全法人への調査結果から、非常勤職員の共済会加入対象は489名で、新たな会員数(2,493名)の20%を非常勤職員が占めることとなります。

3) 掛金について

前総会で提案した数値は2012年度を用いており、共済収入を増減させないため、直近分の掛金状況と非常勤職員より再試算しました。常勤、非常勤構成の変化等より以下を最終提案とします。

非常勤職員会員の掛金は、(標準報酬月額×1.34%) - ¥1,700×64% 但し、下限額を500円とします。

・「×1.34%」は、現行1.4%から0.6ポイント掛け率を引き下げます。現会員も同率となり、掛金は現行より4%減額します。

・「- ¥1,700」は、退職慰労会を非適用のため本人負担分は徴収しません。

・「×64%」は、休業見舞金を対象としないため、掛金にその給付に占める比率を支出計比率から減算します。

4) 非常勤職員会員の給付対象について

・非常勤職員会員の給付は、慶弔金、医療費見舞金、文化厚生事業とし、給付基準は現会員と基本的に同じとします。班事業への参加も適用とします。但し、全日本民医連厚生事業協同組合の指定職員は適用としないので、一部給付水準が異なる給付があります。

・休業見舞金は、対象としません。

・貸付金は、退職金を担保とするため対象としません。

5) 給付改定について

2013年度共済決算にもとづく収支試算では、給付の見直しが必要で、現給付水準を85.8%に引き下げれば成り立つことになりました。各給付内容を見直し、以下を改定案として提案します。

改定案による試算は別紙を参照ください。

休業、慶弔金、医療費

・休業見舞金(疾病、出産、通勤災害)は、現行日額の31%を27%に4%改定します。待機期間も同様に4%改定し、傷病手当金等を含めると97.7%から93.7%になります。

・入学終了祝金は、中学卒業を廃止し、小・中入学時に改定します。

現制度の対象児は5歳、11歳、15歳時ですが、10代前半に接近しており入学時に整理します。

・シルバーエイジ祝金、ゴールドエイジ祝金は、廃止します。

京都民医連勤続表彰規定を補完するものとしてありますが、年齢と勤続の相関関係が今後無くなるのが想定され、その意義も弱まり廃止とします。

・医療費見舞金は、現行(月間医療費 - 500円×0.9)の90%部分(0.9)を85%に改定します。家族分についても同様の計算式とします。尚、家族の上限額は変更しません。

文化厚生事業

・保養所分担金は半減します。利用実績等から山の家は廃止します。

保養所を持つ社会的な意義は縮小し、更に年間200万円の維持費を要し、利用実績から遠方且つ利用が限定される山の家は廃止します。

・健康キャンペーンは会員本人のみとし、職場エントリー、家族エントリーを廃止します。本来の趣旨に立ち返り、会員の健康増進を目的とします。

・鑑賞・観戦等補助は、年間上限額を2万円から1万円に改定します。

班事業補助金

・班事業補助金は半減します。但し、年度補助金未活用分の持ち越し制度を導入します。

以上



10.26 芦生の森ネイチャートレッキング